

ファイナンス・リースの会計上の問題

Accounting Problems on Finance Lease

(1991年4月3日受理)

川瀬 昊典 大津寄 勝典
Hirosuke Kawase Katsusuke Otuki

Key words: ファイナンス・リースの性格, 会計処理, 資産化

はじめに

経済社会の発展にともなって、企業の経済活動も絶えまなく変動しかつ多様化している。企業の経済環境の変化は、企業の経済活動のなかで発生する経済事象を認識し、測定して、適切に会計処理を行うための「会計処理基準」と、この処理の結果を利用者に有用な情報として提供するための「会計報告基準」に対して、少なからぬ影響を与えている。

このことは、かつて資本主義経済の発展過程にあって、継続企業として期間損益計算の必要が生じ、合理的な損益計算法として取得原価主義に基づく損益法が、財産法にかわって主流になったこと。ごく最近では、ファイナンス・リース取引と先物オプション取引の普及、セグメント情報の開示の要請などの新たな経済事象に対して、それらに適合する会計基準の設定と監査基準・準則の見直しが求められているのである。会計の各領域は、これらの要請に的確に対処されねばならない。もしそうでなければ、現実とあるべき理念との乖離がつづき、実態に適合しない会計基準に基づいたまま、信頼性と目的適合性を欠いた財務諸表が作成されることになり、企業の利害関係者に対する情報としての有用性が失われるからである。

本稿では、会計上解決されなければならない当面の諸問題のうち、ファイナンス・リース (finance lease) について考察する。その理由は、設備リースの歴史はすでに27年をかぞえ、今ではほとんどの企業が、設備投資の実質的資金調達手段としてファイナンス・リースを利用している現状にあって、ファイナンス・リースの賃貸借方式に代わる会計基準については、まだ確立されておらずこの設定が重要な課題の一つとなっているからである。

今すこし、ファイナンス・リースの推移と現状、および会計領域における動向について補足し、考察にあたっての前提としたい。

わが国において、最初にリース専門会社が設立されたのは、昭和38年8月、(株)日本リースにおいてである。この年は、昭和35年12月に所得倍増計画がスタートし、旺盛な設備投資を背景に高度成長経済が軌道にのった時期であり、特に、昭和48年の第1次オイル・ショックまでのファイナンス・リースの成長は著しく、最近でこそリース契約高の伸びは鈍化しているものの着実な成長を示している。平成元年におけるリース契約高は70,694億円で、民間設備投資額に対する比率は9.01%である。また、ファイナ

ンス・リースの利用範囲も、情報関連機器・事務用機器・産業機械・工作機械・輸送用機器・商業およびサービス業機械設備など広範囲に及んでおり、リース契約高機器別構成比率は、電算機および関連機器が34.1%と、もっとも高く、次に、産業機械が16.0%を占め、この2つで、全契約高の半数を占めている。これらの指標は、企業の経済活動にあつて、ファイナンス・リースは、もはや無視できない重要な経済事象であることを示している。そして、このリースは、単なる賃貸借契約ではない未履行契約であることは、異論のないところであり、これを、いかなる基準で認識し会計処理すべきか、そして、その規範化はどうあるべきか、が求められているのである。

このリースの会計問題は、わが国だけでなく、諸外国においてもつとに論じられており、なかんずくアメリカでは、朝鮮戦争勃発後の1950年代から、企業の旺盛な設備投資需要と長期資金調達の必要性を背景に設備を対象とするファイナンス・リースが急速に普及し、リースの会計基準は、1976年に米国財務会計基準審議会(FASB)が、「財務会計基準書第13号 リースの会計処理(以下SFAS第13号という)」を公表し、これにより規範化された。また、ドイツでは、1985年の新商法典で法制化されている。これらリース先進国、特にアメリカのリース会計の論理は、わが国の会計領域に強い影響を及ぼしている。

わが国においては、昭和63年6月に改正された計算書類規則で、リース固定資産の開示に関する第18条の2および第48条第①項1の2号が新設された。この規定は、法制当局で述べられているように、諸外国での開示の状況などをふまえ、当面の法的措置として、重要なリース資産開示を注記によって求めたものである(リース資産の価額の開示は求められていない)。そして「今回の改正を契機として、リース資産に関する会計の方式が整備され、企業の真実の状況が財務諸表に示されるようになることが強く期待される。」との趣旨が述べられている。^(注9)

これまで、ファイナンス・リースの沿革と現状を概観したのであるが、これを前提に、ファイナンス・リースの会計上の問題点について、次のパラグラフにより考察する。

1 問題の所在

- (1) ファイナンス・リースの性格—形式と実質—
- (2) 問題の提起

2 ファイナンス・リースの会計処理

- (1) 賃貸借方式によるケース
- (2) 資産計上方式によるケース

3 ファイナンス・リースの資産化

- (1) ファイナンス・リースの資産性
- (2) 認識基準
- (3) ファイナンス・リース制度化への問題

(注) 基本的な会計問題は、賃借人側にあるので、賃借人側の観点で考察する。

1 問題の所在

(1) ファイナンス・リースの性格—形式と実質—

企業における設備投資の資金調達方法には、自己資本による方法、他人資本（借入金等）による方法、およびリース（賃貸借または賃貸借契約をいう）を利用した実質的な調達方法がある。このリースは、設備を対象とするものであることから、設備リース（equipment lease）といわれ、設備投資の実質的な資金調達方法であるという利用目的また機能からは、ファイナンス・リース（finance lease）、またはキャピタル・リース（capital lease）といわれている。ところが、企業では、通常ごく普通に“設備投資のリースによる資金調達方法”といわれるものが、正確な表現では、なぜ“リースを利用した実質的な資金調達方法”といわなければならないのであろうか。通俗的と思われるこの設問には、きわめて重要な意味を含んでいると思われる。

現在わが国で行われているファイナンス・リースの賃借人側の会計処理は、他のリースと全く同様にリース契約どおり、リース料が期間損益計算に基づいて費用計上されている。しかしながら、このリース資産は、中途解約不能というリース契約に基づいて、契約期間中営業活動の手段として資本の循環過程に組み込まれ使用されて収益の源泉となっているものであり、他の資金調達の手段（自己資金または借入金等）によって取得された固定資産と本質的に全く同一の経済的効果をもたらしているのである。また、賃借人側の企業の目的も、このリース資産の有する経済的効果にある。

換言すれば、リース資産も取得資産も、経営の資本循環過程にあって同一の地位を占め、かつ、同一の経済的効果を有しているという経済的な実態にあって、リース資産が資産化（オン・バランス化）されないのは、法的所有権の移転がない未履行契約というものが要因である。しかし、リース契約の中途解約不能条項の存在は、経済的占有使用権の主張の根拠とされ、資産の経済的効果の観点からは、潜在的経済価値（「将来の経済的効益」または「潜在用役」）なる資産の概念が提起され、「形式より実質優先思考」へ、また「過去思考から未来思考」への論議がなされている。

またファイナンス・リースは、それと類似している割賦購入と比較される。事実、資産の購入代金を分割して支払うという取引である点、きわめて類似性がある。相違点は、契約期間がリースの場合は長いほかは、所有権の移転の有無である。割賦購入の場合、売主に所有権が留保されているときでも、それは販売代金の債権の担保としての意味であり、所有権の移転が前提とされている。

これらのことから、設備リースの性格についての会計的表現は、“設備投資のリースを利用した実質的な資金調達方法”であり、“リースによる資金調達方法”とは、リースの資産化（オン・バランス化）が行われていない限り、正確ではないのである。

(2) 問題の提起

前述では、ファイナンス・リースの性格を、設備投資という現象面から、その形式的（法的）性格と実質的（経済的）性格の二面性について概観したが、そこから次の問題が提起される。

第1には、財務諸表の利用者の観点からの問題提起である。

財務諸表の利用者は、なんらかの目的をもって財務諸表を利用している。それは新たな取引に必要な信用調査のためなのか、既存の債権または投下資本の安全性を判断するためなのか、また、新たな投資

についての意思決定のためなのか等、債権者・株主・投資家などそれぞれの利用者によって利用目的は異なり多様である。重要なことは、利用者の判断または意思決定にあたり、財務諸表を有用な情報として利用するのは“財務諸表が表示する財政状態および経営成績に関する真実性”を前提にしているからにはかならない。

この真実性は、経済的な実態である。ファイナンス・リースのディスクロージャーの利用者からの要請は、ファイナンス・リースの経済的な実態の開示である。会計は、この利用者の要請にこたえ、財務諸表の有用性を確保しなければならないのである。

第2には、会計領域での問題である。

財務諸表利用者のファイナンス・リースに関する開示要請の有無にかかわらず、新しい会計事象であるファイナンス・リースについて、合理的かつ公正な会計の論理を明確にしなければならないことは、本来、会計の内在的使命である。したがって、利用者の開示要請は、この会計の内在的使命のなかに組み入れられて解決されねばならない。

ファイナンス・リースによる賃借資産が、取得資産と同じ経済的効果を有することには、だれしも異存はないとしても、アメリカではすでに規範化されているSFAS第13号(リースの会計処理)の会計基準が、わが国の制度会計また企業会計原則に、その導入がストレートに可能であるのか。換言すれば、損益計算体系における取得原価主義・法的所有権に対して、資産の潜在的経済価値理論・占有使用権などの概念をどう位置づけるのか。など重要な問題が会計領域に提起されているのである。

これらのファイナンス・リースの会計問題について考察を試みるに先だって、現在提示されている会計基準を前提とした会計処理のモデルについて述べておきたい。

2 ファイナンス・リースの会計処理

この項では、現在一般的に行われているファイナンス・リースの賃借方式に基づく会計処理と、ファイナンス・リースの経済的な実質に着目して、その資産化を前提とした資産計上方式による会計処理についてその骨子を要約する。

(1) 賃借方式によるケース(現行方式)

ファイナンス・リースについてのわが国での従来からの会計処理は、リース契約の法的所有権の所在に基づく賃借方式であり、そのリース物件の資産の計上は、所有権を有している賃借人側(リース会社)で行われている。したがって、賃借人側での会計処理は、リース資産は貸借対照表には計上されず、支払リース料(賃借料)が、発生主義に基づいて費用処理され損益計算書に計上される。なお、計算書類規則第18条の2の規定に基づいて、「リース契約により使用する重要な固定資産」が注記され、同規則第48条第①項1の2号に基づいて、付属明細書には、「リース契約により使用する固定資産の明細」が記載される。第18条の2および第48条第①項1の2号で記載が求められるのは、リース物件自体であって、その価額までは求められていない。

この賃借方式に基づいて作成された財務諸表は、ファイナンス・リースの経済的な実質を表わしておらず、有用性のないものとして指摘され、リースの資産化についての論議がなされているのである。これに基づいた財務比率も信頼性を欠くものであることは、明らかである。

(2) 資産計上方式によるケース

ファイナンス・リースの会計処理に関する会計基準については、わが国では昭和55年7月に日本公認会計士協会会計制度委員会が「研究報告第1号 セール・アンド・リースバックの会計処理」(以下、JICPA研究報告第1号という)を公表しているにとどまっている。このJICPA研究報告第1号の趣旨は、同報告で「……活発な議論を喚起し、将来におけるリース会計慣行の形成に役立てようと意図するもの…」と述べている。同報告がベースとしているのは、米国FASBのSFAS第13号であり、JICPA研究報告第1号は、SFAS第13号を簡潔にしたものといえる。この項は、JICPA研究報告第1号とSFAS第13号に基づいて、ファイナンス・リースの会計処理の骨子を明らかにする。

① 定義

米国SFAS第13号の定義は、キャピタル・リース(JICPAの用語であるファイナンス・リースと同意語)の分類基準の根拠規定のなかで示されている。これによれば、キャピタル・リースとは、「資産の所有権に伴う利益及び危険のすべてを実質的に移転するリース」であり、その会計処理については、「賃借人側では、資産の取得及び債務の負担として、賃借人側では、販売又は金融として会計処理しなければならない」とし、それ以外のすべてのリースは、オペレーティング・リースとして、会計処理される。^(注1)

JICPA研究報告第1号のファイナンス・リースの定義は、「資産の所有に随伴する便益と危険を実質的に賃借人に移転するリース」であり、オペレーティング・リースは、ファイナンス・リース以外のすべてのリースとしている。

この2つの定義には、相違を全く見いだせない。これらの定義には、資産の概念が前提にされている。SFAS第13号の資産の概念は、FASBの「財務会計の諸概念第6号 財務諸表の構成要素」(以下SFAC第6号という)の資産の概念に依拠している。JICPA研究報告第1号はこの概念についてふれていないが、SFAS第13号をベースにしているのであるから、当然SFAC第6号に準拠していることは明白である。資産の概念については、会計基準形成の基礎概念として、次項3で言及する。

② 判定基準

JICPA研究報告第1号では、ファイナンス・リースの判定基準として、次の4つの基準をあげ、そのいずれかに該当するリースが、定義で示されているファイナンス・リースとされる。この判定基準についても、SFAS第13号の基準と同じ内容である。

- 1) リース期間終了時に、資産の所有権が賃借人に移転するリース
- 2) 割安な買取送付権が付与されているリース
- 3) 解約不能なリース期間が資産の見積耐用年数の大半(通常75%以上)に達しているリース
- 4) 解約不能なリース期間中のリース料総額の現在価値額が、リース実行時における公正価値額を超えているか、またはそれに近似(通常90%以上)しているリース

公正価値額(公正価格ともいう)は、当該資産が第三者との間で、通常の取引として売却される場合の市場価格にあたる。現在価値は、賃借人側のリース料総額を利率によって現在時点での価値に割り引いた価値である。

これら4つの判定基準のうち、1)のケースは、契約時にすでに、所有権の移転が前提とされており、実質的に割賦購入と異なるものでない。2)のケースについても、割安な買取請求権が付与されているため、賃借人側でその行使が想定され、實際上所有権の移転が前提となっている。3)のケースについては、中途解約不能なリースであり、かつ契約期間が設備の見積耐用年数(見積経済的耐用年数ともい

う)の大部分をみたしているものであり、その期間中占有使用権が保証され、法的所有権の移転と実質的にかかわらず、割賦購入と類似するものである。4)のケースは、所有権の移転を伴わないリースが、実質的に売買または金融とかわらないものとして判定されるための経済的な条件である。

③ ファイナンス・リースの会計処理

4つの判定基準のいずれかに該当するファイナンス・リースは、次の会計処理の手続基準によって会計処理がなされる。JICPA研究報告第1号による会計処理の手続基準は、次のとおりであり、これもSFAS第13号を踏襲している。

- 1) 賃貸人は、資産の利用による便益を賃借人へ譲渡する処理を行う。
- 2) 賃借人は、資産の取得と負債の発生として処理する。
- 3) 賃借人が計上するリース資産の評価額としては、将来にわたって支払うべきリース料総額の現在価値額による。公正価値額が現在価値額より低い場合は、公正価値額を用いる。

現在価値額の計算は、賃借人が、当該賃借資産を購入すると仮定した場合の借入金利率を用いる。

SFAS第13号では、これらの会計処理基準を詳述に定めているが、ここでは、ファイナンス・リースの基本的な形を概観するにとどめ、JICPA研究報告第1号によって、仕訳の形式を参考として提示する。

J I C P A の基本的な仕訳

	(借 方)	(貸 方)
リース実行時	リース資産	リース未払金
月度支払時	リース未払金	現金・預金
	支払利息	現金・預金
減価償却費の処理	減価償却費	リース資産

- ・リース資産は、リース料総額の現在価値額である。
- ・現在価値額の等式 (i-借入金利率 n-契約期間)

$$\text{リース料総額} \times \frac{1}{(1+i)^n}$$

- ・リース期間中、リース支払額は、債務の残高に対する利率が一定になるように債務減少部分と支払利息部分に分けられる。

- ・減価償却の方法は、賃借人側の通常の償却方法と同じ方法による。

なお、財務諸表の表示方法について、JICPA研究報告第1号は、次の方法を提示している。

- 1) 貸借対照表には、リース債務(利息相当額控除後)と対応するリース資産が計上される。
- 2) 損益計算書には、リース資産の減価償却費と支払利息が計上される。
- 3) 脚注において、支払総額およびリース期間を開示する。

以上のようなファイナンス・リースの会計処理は、JICPA研究報告第1号の冒頭の趣旨で述べられているように「形式より実質優先」という会計思考を基本にして、理論構成がなされているのである。次項では、この基本となっている諸概念について考察し、リースの資産化の理論的根拠に言及する。

3 ファイナンス・リースの資産化

前項2で述べたファイナンス・リースの資産計上方式による会計基準は、一般に認められた公正な会計基準でなくてはならない。ファイナンス・リースは、その定義——「資産の所有権に伴う利益及び危険のすべてを実質的に移転するリース」——において、「将来への経済価値」という未来指向的な資産概念を前提にし、またその判定基準における「解約不能なリース」は、リース資産に対する「占有使用権」の存在を意味し、リース資産の測定における「割引現在価値」は、固定資産の新しい測定(評価)基準

の導入を意味している。これらの“経済価値”・“占有使用权”・“現在価値”の概念は、損益法による損益計算体系——いわゆる“伝統的会計思考”ではみられない概念である。

したがって、ファイナンス・リースの資産計上方式による会計処理、すなわち、その資産化（オン・バランス化）が認められるための条件は、

第1に、伝統的会計思考および会計基準との関係が明確にされねばならないこと

第2に、利用者の判断または意思決定にとって、有用な情報でなければならないことである。

これらのアプローチは、財務会計において、ファイナンス・リース資産化の理論的基礎となる諸概念が、伝統的諸概念に対してどう関連するかを明確にすることである。

この条件が充足されて、はじめて“形式より実質優先”という論理が現実化されるものとする。

このことを前提にして、ファイナンス・リースの資産性と資産化の問題を考察してみたい。

(1) ファイナンス・リースの資産性

すでに、本稿のはじめでふれたように、企業の設備投資の一手段として、リースによって賃借された設備は、他の固定資産と全く同じ機能をもっていることは、だれしも異論のないところである。会計理論領域の使命は、この経済事象に対して、論理的に有用な会計基準を構築することである。

SFAS第13号では、「資産の所有権に伴う利益及び危険のすべてを実質的に移転するリース」すなわち、ファイナンス・リースについては、「賃借人側では“資産の取得及び債務の負担”として会計処理しなければならない^(#1)」と規定している。この規定は、ファイナンス・リースの資産化を示したものであり、そこには、財務会計の基本的な資産の概念が用意されておらねばならない。資産の概念は、FASB(米国財務会計基準審議会)「財務会計の諸概念第6号 財務諸表の構成要素(以下SFAC第6号という)」のなかで定義されており、ファイナンス・リースの資産の概念はこれに基づいている。

① 資産の概念

SFAC第6号は、資産の概念について「資産は、過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または統制されている発生の高い将来の経済的効益である。^(#2)」としている。

この定義は、1) 発生の高い将来の経済的効益 2) 特定の実体による取得または統制 3) 過去の取引または事象の結果 の3つの特徴から構成され、それぞれの特徴について述べている。その要約は次のとおりである。

1) 発生の高い将来の経済的効益

これは、実体の経済活動にあって、資産は「単独または他の資産と結合して、直接的あるいは間接的に、将来の純キャッシュ・インフローに貢献する能力を有する、発生の可能性の高い将来の効益」と説明される。経済的効益は、用役潜在力と同意語と解され「すべての資産(経済的資源)が有する共通の特徴は、“用役潜在能力”または“将来の経済的効益”と述べている。このような説明から、資産は“将来の経済価値”と簡潔に表現される。

2) 特定の実体による取得または統制

資産は、法的所有権を有するものばかりでなく、これがなくとも実体が資産の経済価値を統制(支配)することができるもの(占有使用权等)をも含められる。

3) 過去の取引または事象の結果

資産の経済価値に対する権利または統制力を付与する取引または事象が、すでに発生していることを意味している。これは、認識基準における発生時点のとらえ方の問題である。従来の発生主義・実現主義等に基づく発生時点の認識のほかに、他の資産性を有する場合には、契約時点も含まれることになる。

資本の本質的な概念である“用役潜在力”の概念は、すでに1957年A.A.A（米国会計学会）「A.A.A会計原則」で表明されている。それによれば、「資産とは、特定の会計的実体のなかで企業の諸目的に充用されている経済的諸財である。資産は予想される業務活動に利用しうるあるいは役立ちうる用役潜在分の総計額である^(註3)」と定義し、SFAC第6号の概念の基礎ともみられる。

さらにさかのぼっては、ペイトン・リトルトンは、1940年「会社会計基準序説」で、資産の“用役潜在”について、次のように述べている。「会計が貨幣価値を用いるのは、それが各種の対象物や用役を同質的に表現するうえに便利な公分母であり、また交換取引の交渉の結果を表現する通常の型だからにすぎない。重要なのは「貨幣」(money)でもなく「価格」(price)でもない。「用役」(service)すなわち交換された場合には、その企業にさらに他の用役の潜在を供与する、かかる用役の潜在こそが、会計の背後にある重要な要件なのである^(註4)」とされ、資産の有する“用役潜在力”の本質を、すでにここにみることができるのである。

② 取引の概念

SFAC第6号の資産の概念の定義には、取引の概念が内含されている。同第6号は、取引の概念を次のように定義している^(註5)。

「取引は、特定の種類の外部事象、すなわち二つ以上の実体間でなんらかの価値あるもの（将来の経済的効益）の譲渡を伴う外部事象である。」とし、さらに具体的な説明を加えている。「取引の範囲は、実体間の交換取引だけでなく、代償のない価値の一方的譲渡を含み、資産・負債・資本に増減を及ぼす、すべての将来の経済的効益の移転である。」取引の概念は、認識基準において、その取引または事象を会計事象として識別する場合の概念であり、“経済的効益”なる資産の概念と関連しているのである。

ペイトン・リトルトンは、伝統的取引概念について、前掲書で次のように述べている。「企業の活動は、大部分他の企業との交換取引によって成り立っている。会計はこれらの交換を数量的に表現しようと試みる。それゆえ会計の基本的な対象は、交換活動に内包されている測定された対価、とくに取得された用役に関するもの—原価、経費—と、供与された用役に関するもの—収益、利益—である。^(註6)」としている。この伝統的取引概念は、取得原価主義に基づく実体間の交換取引であるといえる。しかしながら、ペイトン・リトルトンは、資産の本質について、さきに述べたように“用役潜在力”（将来の経済価値）としているのである。

法的所有権を有せず、将来において一定の支払を行い、一定の給付をうけとるという約束と約束との未履行契約は、たとえ、中途解約不能条項があるとしても、以上のような取得原価主義に基づく伝統的な取引概念では、資産性を有せず資産化される余地はない。未履行契約の資産化が可能となるのは、その契約が“将来の経済価値”を有する場合、経済的実質優先思考の会計論理においてであり、ファイナンス・リース契約は、まさしくこれにあたるものである。

また、A.A.A（米国会計学会）は、1966年「基礎的会計理論」で、未履行契約は、「会計報告基準」に合致し、外部利用者にとって有用な情報として、オン・バランス化を勧告している^(註7)。

SFAC第6号の「資産の概念」は“将来の経済価値”であり、この概念に基づいて、未履行契約である

ファイナンス・リースは、他の資産の同様に資産性を有することになる。しかしながら、この資産性は、資産化の重要な条件ではあるが、資産化が可能となるためには、認識・測定基準に適合する条件を備えていなければならない。ファイナンス・リースの資産化は、次の認識・測定基準の判定に基づいて可能になる。

(2) 認識基準

ある経済事象が会計事象として勘定に記録されるにあたっての認識基準は、次のとおりである。

認識基準の目的事項は、次の3つである。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 認識事象の決定 | }——狭義の認識基準 |
| ② 認識時点の決定 | |
| ③ 認識金額の決定 | ——測定基準 |

「SFAS第5号 営業企業の財務諸表における認識と測定」(FASB)は、次の4つの基本的認識規準を定めている^(注8)。

- a 定義——財務諸表の構成要素の定義をみたまものであること
- b 測定可能性——経済価値の測定が可能であること
- c 目的適合性——当該事項に関する情報が利用者にとって有用であること
- d 信頼性——当該情報が検証可能にして信頼できるものであること

cおよびdは、報告基準において重要であり、会計事象の判定にあたっては、aおよびbが適用される。

ファイナンス・リースが、①認識事象の決定において、会計事象となるものであることは、「将来の経済価値」なる資産の定義を充足しているため、その資産性には問題はない。②の認識時点については、取得原価主義での発生主義の適用は、ファイナンス・リースに対して不可能であろう。それは、現在の出荷基準、検収基準等が所有権の移転を前提にしているからである。ファイナンス・リースは、中途解約不能な実質的な占有使用権の付与を意味するものであるから、その権利の確定した時点を認識時点とすることが考えられる。

③の認識金額の決定に関しては、ファイナンス・リース資産の評価額の算定方式である割引現在価値基準は、測定基準として適切である。それは、リース料総額は、将来の経済価値流出額であり、それを基準に現価係数でもって現在価値を算出する方法がもっとも妥当で、かつ各計算要素も測定可能であるからである。

以上、ファイナンス・リースの資産化の条件について個別的に考察し、会計的には、その資産化は可能であると思われるが、次にその制度化への問題を考えてみたい。

(3) ファイナンス・リース制度化への問題

前項までは、アメリカのリース会計理論についての諸文献を参考に考察してきたが、ドイツのリース会計においても、経済的実質優先思考に基づいて法的所有権から経済的所有権への論理の転換がなされている(木下勝一「西ドイツにおけるリース取引の生成とロジック」企業会計H.1.12月号P.35以下)。

ファイナンス・リース会計の理論は、会計情報の目的理念——企業の利害関係者にとっての会計情報の有用性——に適合しうる経済的実質優先思考の諸概念によって形成されている。

会計理論領域におけるファイナンス・リース資産化の指向は、理論的に固められており、現在わが国における課題は、会計制度においてその規範化・法制化（以下、制度化という）の検討段階にきているように思われる。制度化にあたっては、次の基本的な問題が検討されなければならないと考える。

第1の問題は、現在の伝統的会計思考を基盤にしている会計制度において、経済的実質優先思考が論理的にどう位置づけられるのか、の問題である。

財務会計の領域において、ファイナンス・リースを経済的実質優先思考でとらえ、ただちに資産化（オン・バランス化）が可能であるのは、個別的な情報会計においてである。財務会計の主要領域である制度会計においては、伝統的会計思考である取得原価主義が基盤であり、経済的実質優先思考に基づく諸概念との関連が論理的に明確化されなければならないと考える。具体的には、「将来の経済価値」なる資産概念は、制度会計の法規範のなかで、どう規定化されるのか、また、資産の評価の原則において、「割引現在価値」の基準は、どう組み入れられるのかなどの問題が、経済的実質優先思考による会計基準の制度化を検討するにあたって明確化されなければならない。

リース資産の注記による開示について、商法計算書類規則第18条の2は「リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。」と規定している。この規定のただし書において、ファイナンス・リース資産化の指向がうかがわれる。しかしながら、法制当局では、ファイナンス・リースの資産化の会計基準の根拠は示されておらず、「リース資産も、資産としての本質的特徴を具備しており、貸借対照表能力が認められることについては、問題がない。しかしリース会計が未成熟の現状では、リース資産について、貸借対照表の資産および負債の部に掲記して相当の会計処理をすべきことを求めることは相当でないといえよう^(*)」と解説されているだけである。商法会計の基本的な会計基準は、商法独自の債権者保護を目的とする会計規定を除いて、商法第32条②項の「公正ナル会計慣行」である。この解説からただし書きの意味を推論すれば、一般に公正妥当と認められる会計慣行としてのファイナンス・リースの会計基準がまだ定着していない実態にかんがみて、資産化をただし書で規定し、当面の開示の重要性から開示義務を本文で規定したものと考えられる。本来、貸借対照表への資産化と注記による開示とは、まったく異質の問題であり、また一つの会計事象について異質の二つの会計上の取り扱いが行われることはありえず、かつ金額表示を求めない注記開示もきわめて異例である。ともかく商法会計が、一般に公正妥当と認められる会計慣行としてのファイナンス・リース資産化の会計基準を早急に期待していることは確かであり、計算書類規則第18条の2は、それまでの暫定的な規定であると考えられる。

第2の問題は、「公正ナル会計慣行」としてのファイナンス・リースの会計基準にはいかなるものが求められるのか、これは、「公正ナル会計慣行」として会計基準形成の問題である。

企業会計原則の性格は、「企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、…すべての企業が会計を処理するに当って従わなければならない基準である。」（「企業会計原則の設定について二、」）これは、昭和24年7月、企業会計原則の制定にあたって、会計基準としての性格を示したものであり、制定までの会計基準を対象としているものである。したがって、ここでの会計基準の性格は経験的帰納的に表現されている。しかしながら、新しい経済事象に適合する会計基準の設定については、社会的に是認しうるものをできるだけ早く設定され

ねばならない。

ファイナンス・リースの会計基準の設定とその制度化には、さきに言及したように取得原価主義と割引現在価値との調整、また資産計上方式の社会的コンセンサスなどまだ解決されなければならない問題があるが、おわりにあたって、現在での實際上望ましいと考えられる方式について私見を述べる。

会計情報の有用性と経済的実質を前提にした実際の現実的なオン・バランス化は、企業のリース資産に対する占有使用権に着目した無形固定資産計上方式であろう。この貸借対照表の表示は、無形固定資産の部と負債の部にリース料総額を両建表示し、支払期日到来のリース料を毎期損益計算書に計上するとともに、同額を資産と負債から償却する経理処理を行うものである。この経理処理は、固定資産の減価償却額と相違するが、実態をゆがめるような重要性をもつものではないであろう。また、リース会計基準の問題は、「企業会計原則」の指導理念の性格について、あらためて問いかけているようにも思われる。

注

- (注1) 日本公認会計士協会国際委員会訳「米国FASB財務会計基準書第13号(1976.11月)」同文館 P.44
 (注2) 広瀬義州・平松一夫訳「FASB 財務会計の諸概念第6号(1985.12月)」中央経済社 P.297
 (注3) 中島省吾訳「増訂A.A.A会計原則」中央経済社 P.194~195
 (注4) 中島省吾訳「ペイトン・リトルトン 会社会計基準序説(1940)」森山書店 P.20~21
 (注5) 前掲(注2)と同じ P.349
 (注6) 前掲(注4)と同じ P.18~19
 (注7) 飯野利夫訳「アメリカ会計学会基礎的会計理論(1966)」国元書房 P.49
 (注8) 前掲(注2)「前掲書・第5号」前掲 P.239~240
 (注9) 大谷禎男「計算書類規則の改正について」商事法務 No.1151 S63.7.5 P.3~4

その他の参考文献

- 宮内義彦「リースの知識」日経文庫
 宇南山英夫「リース資本化の理論的基礎」会計 S49.8
 嶺 輝子「リース会計理論の基礎的会計概念」会計 S62.8
 同 「米国におけるリース取引の生成とリース会計の論理」企業会計 H.1.12
 高田正淳「企業会計原則と商法規定」企業会計 S.63.1
 若杉 明「リース会計の理論的検討」企業会計 H.2.1

(参考資料)

リース契約の推移 (S.38~H.元)

単位 億円

項目 年度	(A)リース契約額		(B)民間設備投資額		(A) (B)	備 考
	金 額	前年度比	金 額	前年 比	%	
S.38	7	—	46,702	—	0.01	日本リース38.8設立 (わが国最初のリース会社) S40 年不況
39	40	471.4	54,670	17.1	0.07	
40	67	67.5	50,883	▲ 6.9	0.13	
41	109	62.7	65,160	28.1	0.17	
42	290	166.1	84,691	30.0	0.34	
43	450	55.2	103,499	22.2	0.43	
44	1,200	166.7	135,607	31.0	0.88	
45	2,110	75.8	156,685	15.5	1.35	
5 年 間 隔		1年間平均		1年間平均		
50	5,620	(22.8) 166.4	242,680	(9.8) 54.9	2.32	
55	15,740	(23.9) 180.1	381,018	(9.5) 57.0	4.13	
60	43,224	(22.4) 174.6	528,149	(6.8) 38.6	8.18	
61	47,575	10.1	536,228	1.5	8.87	
62	52,967	11.3	576,484	7.5	9.19	
63	67,170	26.8	673,558	16.8	9.97	
H.元	70,649	5.2	783,781	16.4	9.01	

(注) リース契約額は、(社)リース事業協会調べ。
民間設備投資額は、経済企画庁国民統計による。

注、「リース取引の税務と会計」(清文社) 藤野信雄・駒崎清人共著P. 416から抜粋したものである。備考欄は、筆者記載。